

火災が発生した際に消防が使用する水の供給施設のこと。消火栓や防水槽のほか、プールや河川、井戸なども消防水利とされている。

質問 学校給食において、牛乳廃棄などの食品ロスを減らすための取り組みは。
答弁 学校給食では、牛乳を含め食材を無駄にしないよう献立や調理を工夫し、児童・生徒の体調を考慮しながら、きめ細かな対応に努めている。また各施設において、日々の給食残量を記録に残し、食材の量を調整するなど、給食残量の軽減に取り組んでいる。

質問 食品ロス削減のための児童・生徒への指導は。
答弁 各学校では、調理過程で出た野菜くず等の食材の残渣を堆肥や飼料として再利用を図っており、併せて健康な生活を送る上での食の重要性についても、生きた教材である学校給食を中心に指導している。食べ物や食材を無駄にせず感謝していただく心情も育んでおり、こうした食育の取り組みから食品ロスの削減につなげていきたいと考えている。

食品ロスと給食運営事業
新倉哲郎 (無所属)

質問 下水道管渠の耐震に対する本市の取り組みは。
答弁 本市では、地質調査によつて土質や地下水位を調査し、下水道設計指針に基づいた耐震設計を行い、工事を進めている。具体的には、マンホールと管渠の接続部にゴムなどを使用した柔軟性のある可とう継手を使用しているほか、汚水管渠についても強度の高いリブ付き硬質塩化ビニール管を採用している。

質問 住宅の耐震化率向上のための取り組みは。
答弁 本市では、旧耐震基準の住宅の地震による倒壊を防ぐため、緊急耐震対策事業を実施している。この事業は、専門家による耐震診断をはじめ、耐震改修工事やブロック塀の改修などの7種類の制度があり、耐震化に要する費用の一部を助成している。今後、耐震化のさらなる促進を図りたい。

災害発生時における早期復旧に向けた対策状況
高橋淳 (新風会)

質問 国が掲げている家庭的な養育環境の推進に向けた本市の取り組みは。
答弁 国は、子どもが健やかに育つためには特定の大人と安定した愛着関係を築くことが必要だとし、里親等の家庭に近い養育環境を推進しているが、社会的養護が必要な子どもの里親等への委託率は全国的に低い状況である。認知度が低いこともその原因とされており、本市としては、市民向けの啓発や研修会といった取り組みを強化し、里親の確保に努めていきたい。

質問 本市が中核市として児童相談所を開設する意義は。
答弁 開設手続きや運営費等多くの課題があるため、設置を目指す中核市は多くない。その中で、高崎の子どもを高崎で守る体制を整えるため、独自の「行動する児童相談所」の設置を決めたことは、とても意義があると認識している。

開設予定の児童相談所
白石隆夫 (新風会)

質問 公立幼稚園での医療的ケア児の支援体制は。
答弁 現在、公立幼稚園に医療的ケアを必要とする幼児は在籍していないが、医療的ケアが必要な幼児が入園する際には、小・中学校と同様に施設の改修を行うとともに、看護師資格を持つ介助士を配置するなど、受け入れ体制を整えていきたいと考えている。

質問 放課後児童クラブを利用していない児童の中には、長い時間一人で過ごす児童もいると思うが、放課後や長期休業中の子どもの居場所について、本市の状況は。
答弁 本市では、全小学校において地域ボランティアの協力による放課後学習会として学力アップ大作戦を実施しており、多くの児童が参加する子どもの居場所となっている。また、夏休み等の長期休業中には学校図書館を開放し、本の貸し出し等を行っている。

医療的ケア児への支援
放課後等のこどもの居場所
小野聡子 (公明党)

正式名称は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律。

質問 国が示す保育士配置基準の見直しへの対応状況は。
答弁 保育士の配置基準については、令和6年4月から、3歳児は20対1から15対1に、4、5歳児は30対1から25対1に改正され、新基準を満たさない場合、当面の間は旧基準の適用が認められる。本市の現状として、私立保育所は既に大半の施設が新基準を満たしている一方、公立保育所では新基準を満たしていない施設もあるため、利用児童数などの状況に応じて適切な職員配置に努めていきたい。

質問 土地利用規制法の概要と、市民への影響は。
答弁 当該法律は、国が安全保障上重要な施設の周辺等を注視区域、または特別注視区域と指定し、土地利用を規制するものである。本市では新町駐屯地と吉井弾薬支処が注視区域に、相馬原駐屯地が特別注視区域に指定されている。

保育士が働き続けられる環境づくり
土地利用規制法による問題
伊藤敦博 (日本共産党)

質問 既存の消防水利がない場合、開発行為が自ら消防水利を設置する必要があるが、設置費用を助成する考えは。
答弁 消火栓の運用は消防局や消防団が、故障による修繕などは水道局が行っている。新設した場合の助成は現在行っていないため、今後関係部局と研究していく。

質問 開発行為の許可基準の一つに消防水利が設けられているが、消火栓の設置基準は。
答弁 消火栓等の消防水利の設置基準は、消防法において防火対象物から消防水利までの距離が定められている。具体的には、都市計画法で規定する市街地または準市街地のうち商業地域、工業地域の場合は100メートル以下、その他の用途地域の場合は120メートル以下、市街地または準市街地以外の地域の場合は140メートル以下となるように設置する必要がある。

開発行為における消防水利
中村さと美 (公明党)

質問 障がい者が就労継続支援事業を利用しやすくするための取り組みは。
答弁 本市としては、就労継続支援事業所の情報を市内の相談支援事業所に随時提供するほか、障害者支援SOSセンターでの就労相談の充実を図るなど、障害者の就労に向けた支援を強化していきたい。

質問 県内の民間企業における障がい者の雇用状況は。
答弁 群馬労働局が公表している障害者雇用状況調査によると、令和5年の県内の民間企業において雇用されている障害者数は前年比199人増の6512人であり、21年連続で過去最高を更新している。さらに、実際に雇用されている障害者の1企業当たりの割合である実雇用率は2・28%で、11年連続で過去最高を更新しており、民間企業における障害者雇用が着実に進んでいることが確認できている。

障がい者の就労
横田卓也 (市民クラブ)

質問 道路愛護活動の内容と、活動中の事故への対応は。
答弁 道路愛護活動は、各地域の住民に道路の清掃や草刈り等を行ってもらい、環境の美化や保全、道路への愛護意識の向上を図ることを目的としている。本市では、活動で発生したごみの回収や助成金の交付などにより活動を支援しているほか、活動中の事故に備えた保険に加入している。

質問 高浜クリーンセンターを新施設へ切り替える時期は。
答弁 新施設は令和7年2月からの本稼働に向け、令和6年10月頃から焼却炉等の性能試験や試運転などを開始する予定である。また、ごみの搬入については、令和7年1月から一般持ち込みも含め全ての処理品目の受け入れを開始する。その後、通常稼働を想定した各処理施設での最終的な試験を経て、2月からの本稼働に切り替えていく。

道路愛護活動
高浜クリーンセンター建設事業
長壁真樹 (新風会)